

建築確認申請の際、「建築士免許証」及び「建築士定期講習修了書」
の原本確認を行います

非建築士問題が全国的に明るみになったことから、平成25年1月より建築確認申請の際、確認申請書に記載の代理者・設計者・工事監理者について建築士免許証の原本確認¹を行っておりますが、建築基準法施行規則及び建築確認審査に関する指針告示が改正されましたので、今後は法令に基づき建築士免許証の原本確認を行います。

また建築士法の改正により、平成20年11月28日より、建築士事務所に所属する建築士及び構造・設備設計一級建築士は、3年毎に「定期講習」の受講が義務²付けられ、国土交通省の要請により平成25年1月より受講確認を行っておりますが、引き続き建築確認申請の際、確認申請書に記載の代理者・設計者・工事監理者について建築士定期講習修了書の原本確認¹を行います。

- 1 確認申請の際に建築士免許証・講習終了証の原本を持参できない場合、熊本県建築士会が発行する建築士登録内容の証明(1部400円)を活用することができます。発行方法については熊本県建築士会(TEL096-383-3200)にお尋ねください。

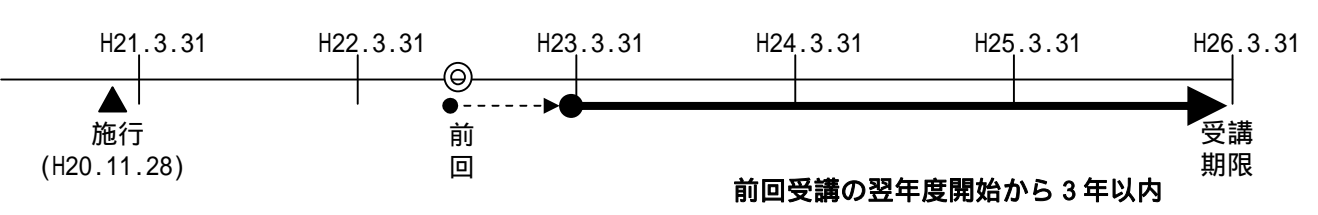
(備考) 建築士データベース(建築士登録情報を閲覧するシステム)を導入している特定行政庁、指定確認検査機関については、原本確認は行いません。導入状況については、確認申請窓口にお尋ね下さい。

(お問い合わせ先)
熊本県土木部建築住宅局建築課
建築物安全推進室 建築指導班
TEL096-333-2534

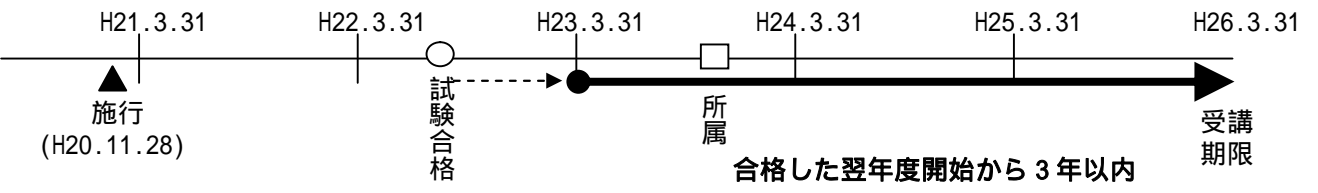
(参考)今年度「定期講習」の受講対象者

平成22年度(平成22年4月1日から平成23年3月31日)に前回受講された方
 平成22年度に建築士試験に合格した方で、平成26年3月31日までに建築士事務所に所属された方
 平成21年度(平成21年4月1日から平成22年3月31日)に前回受講された方で
 平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日)に建築事務所に所属された方
 平成21年度に建築士試験に合格した方で、平成25年度(平成25年4月1日から平成26年3月31日)に建築事務所に所属された方 など

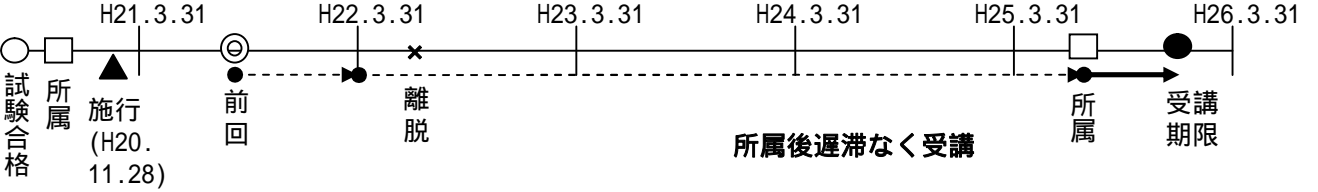
Case 1 定期講習受講経験が有る



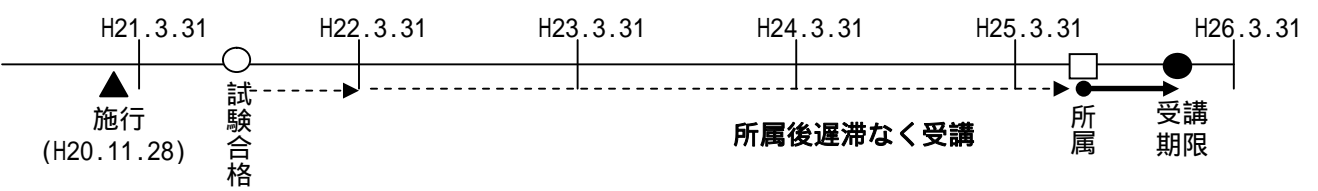
Case 2 定期講習受講経験が無く、建築士試験合格の翌年度開始から3年以内に建築士事務所に所属



Case 3 定期講習受講経験が有るが、いったん建築士事務所を離脱し、前回受講から3年経過後に再所属



Case 4 定期講習受講経験が無く、建築士試験合格の翌年度開始から3年経過後に建築士事務所に所属



建築士定期講習の申し込み窓口

- ・公益社団法人熊本県建築士会 電話096-383-3200
- ・総合資格学院 熊本校 電話096-212-6811
- ・日建学院 熊本校 電話096-331-3100